

(発電事業者用)

島根県大規模太陽光発電設備導入候補地の情報提供について

1 情報提供の目的

島根県内で大規模太陽光発電設備を整備しようとする発電事業者に、立地を希望する県内の候補地の情報を提供することにより、県内での導入を促進することを目的とします。

2 情報提供の方法

- ・情報提供を希望する発電事業者は、希望する候補地を一覧表から選び、「島根県大規模太陽光発電設備導入候補地情報提供依頼書」(別添様式)に必要な事項を記入し、添付書類を添付したうえで、3の県担当窓口へ郵送又は持参により申請してください。

※提出部数:2部(依頼書、添付書類とも)

- ・県は、該当候補地の所有者(市町村又は県担当課)に依頼内容を送付し、情報提供の可否を確認します。
 - ・提供可の場合、住所・地番、市町村又は県担当課窓口担当・連絡先の情報を提供します。提供不可の場合、その旨回答します。
- なお、提供後は、当事者間で相互に連絡を取り、事業化に必要な検討を進めることとなります。

3 県担当窓口

- ・住所:〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部地域政策課 エネルギー政策スタッフ

- ・電話:0852-22-5899(直通) FAX:0852-31-7479

※受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで
(午後0時から午後1時を除く)

4 留意事項

大規模太陽光発電設備を設置し、発電を行うためには、関係機関等との協議や関係法令等に基づく所定の手続きが必要です。

手続きの一部を例示すると次のとおりです。

- ・事業化に当たっては、地元住民説明会の開催等を通じて、事前に合意を得ていることが前提となります。
- ・土地所有者との具体的な交渉については、当該土地所有者と事業者との間で直接行ってください。
- ・関係法令等に基づく所定の手続きは、事業者において行ってください。(都市計画法、農地法、森林法、景観や環境関係の条例など)
- ・電力系統との接続に当たっては、事業者と電力会社との間で直接協議を行ってください。